

原議保存期間	30年(平成60年3月31日)
有効期間	一種(平成60年3月31日)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁保発第5号
平成30年1月24日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について（通達）

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第2号）が本日公布され、第2条の改正規定については同日、第5条の改正規定については平成30年4月1日に施行されるが、改正の趣旨等は下記のとおりであるので、事務取扱上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第4条の規定により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第31条の2として、事故等発生時において、事業者は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し報告しなければならない旨の規定が新設されたこと等に伴い、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下「運搬府令」という。）を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 放射性同位元素等の運搬届出書の提出期限に係る特例規定の整備（第2条関係）

運搬府令に規定する放射性同位元素等の運搬届出書の提出期限の特例として、運搬の経路地を管轄する公安委員会が急を要するやむを得ない理由があると認めた場合には、運搬届出書の提出期限をその認めた日とする。

- (2) 放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた場合における報告事項に係る規定の整備（第5条関係）

改正法第4条の規定による改正後の放射線障害防止法第31条の2に規定する放射性同位元素等の運搬において放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた場合の公安委員会への報告について、次の事項を定める。

ア 報告を求める事象（工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬

において生じたものに限る。)

- ・ 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じること。
- ・ 放射性同位元素等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。
- ・ 放射性同位元素等の漏えいが生じること。
- ・ その他放射線障害が発生し、又は発生するおそれが認められること。

イ 報告事項

アの事象が生じた日時及び場所、当該事象の状況並びに当該事象の発生に際しとられた措置。

ウ 報告方法

アの事象が生じたときは、その旨を直ちに運搬届出書を受理した公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から10日以内に、イの報告事項を記載した報告書を運搬届出書を受理した公安委員会に提出しなければならない。

3 留意事項

(1) 第2条関係

「急を要するやむを得ない理由があると都道府県公安委員会が認めた場合」とは、提出期限内における運搬届出書の提出を求めることが明らかに不合理と認められるような緊急事態が発生した場合をいい、例えば、放射性医薬品の原料となる放射性同位元素につき、海外の原子炉の不測の事態により当初予定していた輸入ができなくなり、新たに他国から緊急に輸入することに伴い、出発地が変更となるなど当初の届出に係る運搬と基本的同一性が認められない運搬を行う場合等を想定している。

「急を要するやむを得ない理由」の有無については、放射性同位元素等の運搬の目的等に鑑み、社会的に重大な影響を与えるおそれがあるかを考慮して個別に判断すること。

(2) 第5条関係

2(2)アの事象が生じたときに直ちに行われる事業者からの報告は、原則として、当該事象が生じた場所を管轄する公安委員会に電話等により報告させるものとし、報告を受けた公安委員会は、その他の運搬届出書を受理した公安委員会に連絡するものとする。

事業者が10日以内に行う報告書の提出については、運搬の届出書を受理した公安委員会に郵送等により提出させるものとする。